

身体障害者診断書・意見書

総括表

（ 障害用）

氏名	年 月 日生	男 女
住所		
①障害名（部位を明記）		
②原因となった 疾病・外傷名	交通事故・労災事故・その他の事故・戦傷 疾病・先天性・その他（ ）	
③疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤総合所見		
[将来再認定 要・不要] (再認定の時期 年 月)		
⑥その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて次の意見を付す。 年 月 日		
病院又は診療所の名称 所 在 地 診 療 担 当 科 名	科 医師氏名	印
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ 級相当） ・該当しない		
注意	1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書及び意見書を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、北海道社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。	

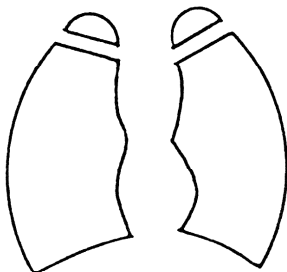
心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）

（該当するものを○印で囲むこと。）

1 臨床所見

- |           |       |  |
|-----------|-------|--|
| (1) 動悸    | (有・無) | (8) 心拍数                                |
| (2) 息切れ   | (有・無) | (9) 脈拍数                                |
| (3) 呼吸困難  | (有・無) | (10) 血圧（最大      ・最小      ）             |
| (4) 胸痛    | (有・無) | (11) 心音                                |
| (5) 血痰    | (有・無) | (12) その他の臨床所見                          |
| (6) チアノーゼ | (有・無) |  |
| (7) 浮腫    | (有・無) | (13) 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等 |

2 胸部エックス線所見（      年      月      日）



心胸比

3 心電図所見（      年      月      日）

- |  |                   |
|--|-------------------|
| (1) 陳旧性心筋梗塞  | (有・無) (部位：      ) |
| (2) 心室負荷像  | (有<右室・左室・両室>・無)   |
| (3) 心房負荷像  | (有<右房・左房・両房>・無)   |
| (4) 脚ブロック  | (有・無)             |
| (5) 完全房室ブロック   | (有・無)             |
| (6) 不完全房室ブロック  | (有第      度・無)     |
| (7) 心房細動（粗動）   | (有・無)             |
| (8) 期外収縮   | (有・無)             |
| (9) S Tの低下   | (有      mV・無)     |
| (10) 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導<br>（V <sub>1</sub> を除く。）のいずれかのTの逆転 | (有・無)             |
| (11) 運動負荷心電図におけるS Tの<br>0.1mV以上の低下                       | (有・無)             |

- (12) その他の心電図所見
- (13) 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見（発作年月日記載）
- (14) その他の検査所見（心エコー、血管造影など）

#### 4 活動能力の程度

- (1) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの
- (2) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- (3) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
- (4) 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの
- (5) 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

#### 5 手術の状況

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ペースメーカー    | ( 有 年 月 日 ・ 無 ) |
| 人工弁移植・弁置換  | ( 有 年 月 日 ・ 無 ) |
| 体内植込み型除細動器 | ( 有 年 月 日 ・ 無 ) |
| その他の手術の状況  | ( 有 年 月 日 ・ 無 ) |

#### 6 ペースメーカーの適応度及び身体活動能力（運動強度）

（体内植込み型除細動器、両心室同期型ペースメーカー兼除細動器についても同様）

※なお、再認定の診断書・意見書の場合はメッツの値で判断することから、クラスは削除すること。

- (1) クラスⅠ～Ⅰ級相当
- (2) クラスⅡ以下でメッツの値2未満～Ⅰ級相当
- (3) クラスⅡ以下でメッツの値2以上4未満～Ⅲ級相当
- (4) クラスⅡ以下でメッツの値が4以上～Ⅳ級相当